

1:委任状記入例(赤枠内が記入箇所となります)

発行番号

委任状

を代理人と定め、下記自動車の検査・登録申請に関する一切の権限、及び復代理人を選任する権限を委任します。

(受任者)

ただし、下記自動車が検査対象軽自動車である場合には、以下のように読み替えます。
 「委任状」→「申請依頼書」、「一切の権限を委任」→「手続きを委託」、「自動車登録番号」→「車両番号」

年 月 日

自動車登録番号	車台番号又は車両特定番号

フリガナ **ネッツタロウ**

委任者 **ネッツ 太郎**
 氏名又は名称

〒 **960-8023**

住所 **郡山市緑町17番8号**

方書 (ビル・アパート・団地など)

生年月日 **昭和42年 2月 2日** 電話番号 **024 (927) 5665**

都道府県	市郡区	町	字	小字	丁目



(印鑑証明書等承認番号押印欄)

ご注意事項

- 1:住所は印鑑証明の記載通り“字”・“大字”・“丁目”など略さずに正しくご記入ください。
(×:5-17-8 ○:5丁目17番8号)
- 2:法人様の場合、(株)などの略式は認められませんのでご注意ください。
(代表者様の記名も必要となります。横判などでの押印可)
- 3:フリガナ・郵便番号・電話番号・生年月日なども必ず記入をお願いします。

2:車庫証明記入例(赤枠内が記入箇所となります)

副
別記様式第1号(第1条関係)

・この申請書は軽自動車の届出には使用できません。

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
<small>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</small> 警察署長 殿			
〒 (960 - 8023) 住所 郡山市緑町17番8号 (024) 927 局 5665 番 申請者 フリガナ ネッツタロウ 氏名 ネッツ 太郎			
<small>第 号 自動車保管場所証明書 位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</small>			

収入証紙

収入証紙

- ご注意事項**
- 1:住所は印鑑証明の記載通り“字”・“大字”・“丁目”など略さずに正しくご記入ください。
(×:5-17-8 ○:5丁目17番8号)
 - 2:法人様の場合、(株)などの略式は認められませんのでご注意ください。
(代表者様の記名も必要となります。横判などでの押印可)
 - 3:フリガナ・郵便番号・電話番号・生年月日なども必ず記入をお願いします。

◎太枠内を記入してください。

3:保管場所の所有者＝車検証上の使用者の場合 (赤枠内が記入箇所となります)

別記様式第1号

警察署長提出用

使用権原疎明書面 (自認書 兼 使用承諾証明書)

保管場所の位置 (保管場所の住所番地)					(駐車場名称・駐車枠番号)	
自認書 の場合 は記入 不要	使用者	住所				使用者と契約者の関係 該当に○を付けること 本店・支店・営業所 家族・親族・その他 ()
		氏名		電話		
	保管場所の契約者 (使用者と異なる場合)	住所				
		氏名		電話		
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで					
保管場所の所有者 又は管理者欄 (他に共有者がいる場合は、右 欄の空白部に全員の住所・氏名 を記載すること。)	<p>保管場所の位置欄に記載した土地・建物は、私の所有(管理)であることに相違ありませんので、使用者に対して自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明します。なお、自己使用の場合は本書を自認書とします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>住 所 郡山市緑町17番8号</p> <p>氏名 又は 名称 ネッツ 太郎</p> <p>電 話 番 号 024-927-5665</p> </div>					

備考 1 自認書として使用する場合は、保管場所の位置及び保管場所の所有者欄に記載すること。
 2 使用承諾証明書として使用する場合は、該当する各欄に記載すること。

4:保管場所の所有者 ≠ 車検証上の使用者の場合 (原則土地の所有・管理者が記入)

別記様式第1号

警察署長提出用

使用権原疎明書面 (自認書 兼 使用承諾証明書)

保管場所の位置 (保管場所の住所番地)		郡山市緑町〇〇番〇〇号		(駐車場名称・駐車枠番号) ネッツ駐車場 3番	
自認書の場合 は記入不要	使用者	住所	車庫証明書の住所と同じ		
		氏名	車庫証明書の氏名と同じ	電話	
	保管場所の契約者 (使用者と異なる場合)	住所	使用者と同じ場合は同上でも可		使用者と契約者の関係 該当に○を付けること 本店・支店・営業所 家族・親族・その他 ()
		氏名	使用者と同じ場合は同上でも可	電話	
使用期間	契約期間を記載しますが、申請日から最低3か月間は必要です。				
保管場所の位置欄に記載した土地・建物は、私の所有(管理)であることに相違ありませんので、使用者に対して自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明します。なお、自己使用の場合は本書を自認書とします。					

ご注意事項

1:アパート等で契約している場合は管理会社にご依頼ください。
(車庫証明の為の書類が欲しいと伝えるとスムーズです)

2:使用する土地が共同名義の場合、ご家族・同居に関わらず
すべての方からの取得が必要になります。

年 月 日

所 駐車場の所有者・大家
又は名称 もしくは
管理する不動産会社名を記載します

話 番 号

備考 1 自認書として使用する場合は、保管場所の位置及び保管場所の所有者欄に記載すること。
2 使用承諾証明書として使用する場合は、該当する各欄に記載すること。

5:譲渡証明書(赤枠内が記入箇所となります)

譲 渡 証 明 書



次の自動車を譲渡したことを証明する。

車 名	型 式	車 台 番 号	原動機の型式
譲 渡 年 月 日	譲 渡 人 及 び 譲 受 人 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所		譲 渡 人 印
	郡山市緑町17番8号 ネッツ 太郎		

ご注意

第十三分三十三条二項の規程に
譲渡証明書は、非常
に注意下さい。

ご注意事項

- 1:住所は印鑑証明の記載通り“字”・“大字”・“丁目”など略さずに正しくご記入ください。
(×:5-17-8 ○:5丁目17番8号)
- 2:法人様の場合、(株)などの略式は認められませんのでご注意ください。
(代表者様の記名も必要となります。横判などでの押印可)
- 3:押印は**2カ所**必要となります。

(注)型式の変更等があった場合は備考欄にその旨を記入すること。

6:自賠責承認請求書(赤枠内が記入箇所となります)

自動車損害賠償責任保険 承認請求書

請求日 令和 年 月 日

三井住友海上火災保険株式会社 宛

証明書番号

下記事項を承認願いたく請求いたします。

保険契約者	住所 証明書の通り	電話番号 市外(024)
(国 漢 人)	氏名 ネッツ 太郎	市内(927)
		番号(5665)

認印

ご注意事項

- 1:現在有効な自賠責保険証明書の内容をご確認のうえご記入ください。
- 2:ご印鑑は**2枚目**も必要となります。押し忘れにご注意ください。

本人の
印
方法
(○)

① 印鑑証明書 ② 社員証 ③ 運転免許証 ④ 健康保険証 ⑤ 本人名義の口座への振込 ⑥ その他 ()

異動
(○ 印)

① 権利譲渡 ② 住所・氏名変更 ③ 車両替 ④ その他 保険標章 (○ 印) ① 紛失 ② 再交付 ③ 添付有

新住所
フリガナ
〒

電話番号
市外()
市内()
番号()

新氏名
(漢 漢 人)
フリガナ
ご記入ください

印 (権利譲渡・改姓の場合のみ捺印ください。)

登録番号 車台番号 使用の地
本所 所在

自動車の
① 自家用 ② 営業用 (種別) \ 改造車 ① 特種車

7:過誤納金債権譲渡通知書(赤枠内が記入箇所となります)

収第21号様式(その2)

過 誤 納 金 債 権 譲 渡 通 知 書		年 月 日
福島県	地方振興局長	(譲渡人)住所(所在地) 郡山市緑町17番8号 氏名(法人名) ネッツ 太郎 代表者 電話番号(024)927-5665
私(当社)の下記過誤納金債権を 年 月 日、下記の者(譲受人)に譲渡しましたので通知します。 また、県税の未納があり、下記過誤納金債権の全部又は一部がその未納に充当された場合、下記の者(譲受人)に未納について説明することを		



ご注意事項

- 1:住所は印鑑証明の記載通り“字”・“大字”・“丁目”など略さずに正しくご記入ください。
(×:5-17-8 ○:5丁目17番8号)
- 2:法人様の場合、(株)などの略式は認められませんのでご注意ください。
(代表者様の記名も必要となります。横判などでの押印可)

摘 要

- (注) 1 過誤納金が発生した月の末日までに、管轄の地方振興局県税部に提出してください。
 ただし、月末に抹消したものについては翌月5日までに提出してください(必着)。
 また、二重納付したものについては、納付した日から一週間以内に管轄の地方振興局県税部に
 必着するよう提出してください。(期限を過ぎると納税義務者へ還付されます。)
- 2 譲渡人欄は、必ず譲渡人が自署・押印してください。
 印は実印とし、印鑑登録証明書(写しでも可)を必ず添付してください。
 - 3 口座振込を希望される場合は、譲受人の振込先を記入してください。
 - 4 抹消による還付の場合は、登録識別情報等通知書(写し)、輸出抹消登録証明書(写し)、自動車
 重量税還付申請書付表1(写し) ※永久抹消登録申請と同時に還付申請をした場合交付されます。)、
 輸出予定届出証明書(写し)、登録事項等証明書(写し)のいずれかを添付してください。
 - 5 譲渡人に県税の未納がある場合、過誤納金はその未納に充当され、還付されないことがありますので
 ご注意ください。
 - 6 上記「過誤納金内訳」欄に記載の自動車税の賦課期日(課税年度の4月1日)と申請時で住所地、姓が
 異なる場合は、住民票、戸籍抄本等の、旧住所(旧姓)から現住所(現姓)のつながりが確認できる書
 類(写しでも可)を添付してください。

振込先	銀行・金庫	本店・本所
	組合・農協	支店・支所
	普通・当座・その他 口座番号	
口座名義(カナ)		

8:その他のご案内

車検証上の使用者欄の氏名や住所と印鑑証明に記載の内容が異なる場合は、繋がりを確認する為に下記書類が必要となります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

状況	車検証上と印鑑証明の違い	必要書類
	氏名が異なる(改姓等)	戸籍謄本(もしくは抄本)
住所が異なる	車検証上の住所は 前回の住居地の場合	住民票
	車検証上の住所は 前回の住居地以前	【車検証記載の住所から本籍地を変更していない場合】 戸籍の附票 (附票に直前の住所の記載がない場合、住民票も併せて必要となります) 【本籍地を変更している場合】 過去の本籍地での戸籍の附票+現在の本籍地での戸籍の附票
	区画整理等で住所が変わった (転居の事実が無い)	住居表示の変更証明書
	上記書類でも車検証～印鑑証明 の住所が繋がらない	【前回転居から5年以内】 戸籍の附票の除票 【5年以上経過】 スタッフまでご相談ください